

二次医療圏ごとの医療体制の整備について

1 二次医療圏ごとの医療体制

(1) 県内発生早期における体制

- ・ 感染封じ込めのため、帰国者・接触者への対応を主眼とした医療体制
- ・ 帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来、入院措置を受け入れる医療機関等の確保

(2) 県内感染期～小康期における体制

- ・ 患者数増加により入院患者受け入れを重症患者に限定した中での医療体制
- ・ 重症患者を受け入れる入院医療機関（ハイリスク患者も含む）、重症患者以外を対応する外来診療、在宅診療等の確保

2 スケジュール

- ・ 保健所（保健福祉事務所）担当者会議の開催（8月19日）
- ・ 二次医療圏ごとに連絡会議を開催（9月～）
- ・ 医療体制の整備（11月末を目途）。県全体の医療体制を取りまとめ
- ・ 第3回新型インフルエンザ等対策委員会（H26.1頃を予定）にて状況を確認

3 三次医療体制の構築

- ・ さらに専門的な医療を必要とする患者のため、地域を超えた県単位での診療（三次医療）の体制の確保について今後検討を行う。
- ・ 第3回新型インフルエンザ等対策委員会（H26.1頃を予定）にて、事務局案を提示予定。